

生徒心得

1. 授業を大切にすること。
2. 本校の生徒として誇りをもって行動すること。
 - (ア)挨拶をする。先生や来客者に対してはもちろん、生徒同士でも挨拶を心がける。
 - (イ)言葉遣いに気をつける。品位を保ち、粗野を慎む。
 - (ウ)清潔で質素、制服と調和のとれた身だしなみを心がける。
染髪・脱色などの頭髪の作為的な加工、化粧、ピアス等の装身具をつけることは禁止する。
 - (エ)授業中にガムをかむ、メールを打つ等、明らかに授業を軽視した行為は禁止する。
 - (オ)学校生活に不必要な多額の現金、不相応の物品を持ち込まないこと。
3. 自転車通学をする場合は、生活指導部に届け出を行うこと。
4. その他、以下のような学校の規則を守ること。
 - (1) 登校
 - (ア)始業 5 分前までに登校する。
 - (イ)欠席、遅刻、早退をする場合には、事前に担任に届け出ること。その場合は保護者による連絡を原則とする。当日の連絡システム及び電話または FAX による連絡でも可とする。
 - (ウ)休日(土曜・日曜・祝日)には原則として登校しないこと。
 - (2) 下校
 - (ア)午後 5 時までに下校する。
 - (イ)必要な場合、午後 6 時までには居残りを認める。ただし、事前に生活指導部に届け出て許可を得ること。活動の際は、指導教員の付き添いを必要とする。
 - (3) 外出
登校後は授業終了まで、外出を禁止する。やむを得ず外出する場合は、担任の許可を受け、許可証を携帯すること。
 - (4) 校内活動について
 - (ア)学校の印刷機等を利用する場合は、学級担任・関係職員を通して、生活指導部に連絡し、許可を必要とする。さらに、使用中は関係職員の立ち合いを必要とする。ただし、私的な目的で利用することはできない。
 - (イ)以下の場合には速やかに届け出ること。
 - ・校内で物を無くした場合。
 - ・落とし物を拾った場合。
 - (ウ)各自の所有品は、ロッカーの南京錠を購入し、責任をもって管理すること。

(5)校外活動について

学校の外での活動においても、本校の生徒としての誇りを持って行動すること。

- ・アルバイトは原則禁止とする。ただしアルバイトの必要が生じた場合には、関係教員を通して生活指導部に連絡、承認を得る。
- ・生徒会活動・部活動などで対外的に活動する場合は、願い出て許可を受ける。

(5) 次のことは禁止する。

- ・ SNS での誹謗中傷や個人情報の流出など、他人の人権を侵害する行為
 - ・ 暴力、薬物の使用または所持
 - ・ 窃盗行為
 - ・ 喫煙および喫煙具の所持
 - ・ 飲酒および酒類の所持
 - ・ 賭博、危険物の持ち込み
 - ・ 器物破損
 - ・ オートバイや自動車による通学。制服を着用したままでのオートバイ乗車、同乗
 - ・ 考査中における不正
 - ・ 生徒間のカンパ活動
 - ・ 校内での物品の販売活動
 - ・ 掲示、ビラ配布、集会、署名、放送等
 - ・ その他、それに準ずる反社会的行為
- * これらの行為を行った場合、同席を含め特別指導の対象となる

松が谷高校制服規定

・登校の際には、制服を着用すること。土・日・祝日等の休業日も同様とする。また、校外での教育活動でも、原則これに準じる。

(1) 冬服(10月1日～5月31日)

ブレザーおよびスラックス・スカートは本校指定のものとする。Yシャツまたはブラウスは白無地のものとする。本校指定のネクタイ・リボンを着用する。

(2) 夏服(6月1日～9月30日)

スラックス・スカートは本校指定のものとする。開襟シャツ、Yシャツまたはブラウスは白無地のものとする(半袖可)。

*夏服では開襟シャツ、Yシャツに替えてポロシャツ(白または学校指定の紺)の着用を認める。また、ポロシャツにおいては無地を原則とする。

*ネクタイ・リボンを夏服期間は着用しなくてもよい。冬服期間は必ず着用すること。

(3) その他

(ア)年間を通してベストの着用は可とする。ただし寒い時はセーター、カーディガン、ベストをブレザーの中に着用すること。Vネックで紺・黒・白・茶・グレー・ベージュの無地のものとする。希望購入のベストを着用してもよい。

(イ)靴下、通学靴、コート類、通学カバンなどは、制服で通学するのにふさわしいものとする。

(ウ)制服の改造(スカートの丈を短くするなど)を禁止する。

(エ)衣替えの時期は前後1週間を移行期間とする。ただし、移行期間については寒暖に配慮し、生活指導主任および学校長の判断により、柔軟に対応する。

(オ)ブレザー・スカートの下の、防寒着としてのパーカーやスウェット・ジャージは禁止する。

(カ)校内においても、制服を着用すること。